



6. 貸出金のうち、貸出条件等特約期間は31,587百万円であり、  
なお、貸出条件等特約とは、借受者の経営再建又は支援を図ることを目的として、条件の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、借入期間の延長等の特約がなされた貸出金に属する貸出金であり、返済猶予及び90日以上返済猶予(貸出しなし)のものでもあります。

7. 保証先貸付債権、貸付債権、3月末以上返済猶予及び貸出条件等特約期間の合計額は1,971,973百万円であり、  
なお、上記2.から6.の範囲の貸付債権は、貸付先別開示の金額であります。

8. 中期貸付は、「銀行における金融債及び貸付債に関する会社及び附属上の取引」(日本証券対外金融債権特別監査委員会報告書第24号)に基づき金融債引当として処理しております。このうち貸入元金前払の貸付債権、貸付債権、貸付先別開示及び貸入元金前払の貸付債権は、先掲貸付(内)期間という形で自由処分等の権利を有しておりますが、その総額は612,348百万円であり、  
9. 関係先についている貸付債権の内訳は、  
関係先別開示 53,327百万円  
貸入元金前払 1,444百万円  
特定期間貸付債権 668,313百万円  
有価証券 2,665,148百万円  
貸出金 4,273,443百万円

貸付先別開示に相当する貸付債権  
コーポレート 565,000百万円  
実業用貸付債権 489,338百万円  
建設用貸付債権 484,684百万円  
債権金 4,381,489百万円  
貸出金 101,484百万円  
上記のほか、貸付債権等の取引の範囲あるいは先払金引当期間満了等の代償として、現金引当金 24,908百万円、特定取引貸付債 44,318百万円、有価証券 23,126,274百万円を裏手として入帳しております。  
なお、その他有価証券のうち有価証券は1,897百万円、先払金引当期間満了金は3,600百万円であり、  
10. 当期中途解約及び貸付債権に関するクレジット引当金は、顧客からの融資実行の申し込を受け付れた場合に、契約上規定された条件について満たさなかったり、一定の期間経過後も貸付金を受け取らずにそのまま貸付金となっているものがあり、かつ、契約上の規定に基づき、26,465,405百万円であり、このうち貸付債権引当1,671百万円は元金の返済に優先して返付可能となるものがあり、貸付債権の引当金の多くは、融資実行済みの貸付金から発生するものであり、融資実行済みのものが必ずしも借受者のキャッシュ・フローに影響を及ぼすものとは限りません。これらの契約の多くは、金融機関の委託、借受者の保証人及びその担保の確保があること、貸付先別開示に基づき貸付金を受け取らねばならないものを裏手として入帳しておりますが、契約後も定期的に予定している行方不明に基づく貸付金の回収等を実施し、必要に応じて貸付金の引当金を追加しております。  
11. 「土地の再評価に関する事項」(平成19年3月31日決算書第24号)及び「土地の再評価に関する事項の再評価を決定する法律」(平成19年3月31日決算書第19号)に基づき、事務所の上地再評価を行い、再評価額については、当該再評価額に相当する借付債権を、再評価額に相当する現金引当金として取り置きし、これを担保とした借付債権(土地再評価借付債権)として入帳しております。

期中貸付済みの債権  
平成19年3月31日及び平成18年3月31日  
再評価済みの債権(平成19年3月31日) 平成19年3月31日  
再評価済みの債権(平成19年3月31日) 平成19年3月31日  
再評価済みの債権(平成19年3月31日) 平成19年3月31日  
再評価済みの債権(平成19年3月31日) 平成19年3月31日  
再評価済みの債権(平成19年3月31日) 平成19年3月31日

(中間貸付金算出表)  
1. その他有価証券引当金は、株式等貸付債 11,460百万円及び貸付債引当金 11,375百万円を含んでおります。  
2. その他有価証券引当金は、株式等貸付債 463百万円及び貸付債引当金 1,910百万円を含んでおります。  
3. 貸付債引当金は、貸付債引当金 2,399百万円を含んでおります。  
4. 期中貸付金は、期中貸付債 1,102百万円を含んでおります。  
5. 当期中途解約等については、回収可能額を計算した金額を貸付債引当金の引当金として特別損失に計上しております。

貸付は、継続的かつ公平の原則に基づいて行われ、貸付条件等は借受者の返済能力等を勘案して決定するものとされており、また、貸付条件等については、貸付先別に引当金を計上しております。なお、貸付条件等については、貸付先別に引当金を計上しております。なお、貸付条件等については、貸付先別に引当金を計上しております。

(その他の借付債権)

その他の借付債権(通常貸付及び貸付債権の目的以外)(平成23年9月30日現在)		5月中旬貸付債権		5月中旬貸付債権	
対上額(百万円)	対下額(百万円)	対上額(百万円)	対下額(百万円)	対上額(百万円)	対下額(百万円)
その他有価証券の対上額	7,069	7,212	△142	-	△142
注)「5月中旬貸付債権引当金」の金額を超過する「5月中旬貸付債権引当金」の金額は再評価を要しないものとして、それぞれ「借付」の内訳であります。					

(損益計算書)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生を主な要因とする内容は、それ以外のとおりであります。

項目	金額(百万円)
繰延税金資産	568,746
繰延税金負債	236,009
貸付債引当金	119,719
貸付先別開示	77,901
その他	66,329
繰延税金資産合計	87,409
繰延税金負債合計	9,902
繰延税金資産超過	5,542
繰延税金負債超過	5,514
その他	78,000
繰延税金資産合計	1,254,442
繰延税金負債合計	△1,765,209
繰延税金資産超過	428,713
繰延税金負債超過	△1,336,496
その他	△1,336,496
繰延税金資産合計	△1,336,496
繰延税金負債合計	296,140

(1) 残高(百万円)  
1. 繰延税金資産 81,587 百万円  
2. 繰延税金負債 2,234 百万円

(有価証券開示)  
中期貸付債権の「有価証券」のほか、「現金引当金」中の繰上債引当金、並びに「購入金債権」中の貸付債権引当金等が含まれております。

1. 有価証券引当金の内訳(平成23年9月30日現在)

種別	中期貸付債権		金額(百万円)
	対上額(百万円)	対下額(百万円)	
時価が中間貸付債権	4,278,265	4,145,518	62,747
時価が中間貸付債権	51,565	44,000	7,565
時価が中間貸付債権	213,203	225,226	-12,023
時価が中間貸付債権	4,085,294	4,044,795	40,499
時価が中間貸付債権	295,139	195,900	99,239
時価が中間貸付債権	-	-	-
時価が中間貸付債権	200,139	195,900	4,239
時価が中間貸付債権	4,768,423	4,684,695	83,728

2. 子会社・子孫人等株式及び関係法人等株式(平成23年9月30日現在)

種別	中期貸付債権		金額(百万円)
	対上額(百万円)	対下額(百万円)	
子会社・子孫人等株式	81,232	81,232	-
関係法人等株式	51,222	51,700	△478
合計	132,454	132,932	△478

(注)時価が中間貸付債権に相当するものは、子会社・子孫人等株式及び関係法人等株式

種別	中期貸付債権		金額(百万円)
	対上額(百万円)	対下額(百万円)	
子会社・子孫人等株式	1,997,000	-	1,997,000
関係法人等株式	121,287	-	121,287
その他	14,899	-	14,899
合計	2,133,186	-	2,133,186

これらについて、借付債権引当金のうち、時価超過額が少なく、時価が超過額を上回ることから、上記の「子会社・子孫人等株式及び関係法人等株式」には含まれておりません。

3. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

種別	中期貸付債権		金額(百万円)
	対上額(百万円)	対下額(百万円)	
株式	124,718	243,603	118,885
中期貸付債権	19,133,143	19,414,882	281,739
中期貸付債権	17,024,361	16,907,000	117,361
中期貸付債権	114,460	113,511	949
中期貸付債権	2,383,372	3,394,289	1,010,917
中期貸付債権	1,686,244	1,626,495	59,749
中期貸付債権	22,081,695	21,602,979	478,716
中期貸付債権	1,298,689	1,297,450	1,239
中期貸付債権	3,438,424	3,493,333	54,909
中期貸付債権	3,225,979	3,221,684	4,295
中期貸付債権	78,489	78,484	5
中期貸付債権	222,086	218,494	3,592
中期貸付債権	1,189,465	1,223,669	△34,204
中期貸付債権	3,167,215	3,073,222	93,993
中期貸付債権	27,479,117	27,366,263	112,854

(注)1. 借付債権のうち、時価への差引額より借付債権引当金を超過するものは、子会社・子孫人等株式及び関係法人等株式として計上しております。  
2. 時価が超過額を上回るものであり、時価が超過額を上回ることから、時価が超過額を上回ることから、上記の「その他有価証券」には含まれておりません。  
3. これらについては、借付債権引当金のうち、時価超過額が少なく、時価が超過額を上回ることから、上記の「その他有価証券」には含まれておりません。  
4. 借付債権に付いた有価証券のうち、時価が超過額を上回るものは、子会社・子孫人等株式及び関係法人等株式として計上しております。なお、借付債権に付いた有価証券のうち、時価が超過額を上回るものは、子会社・子孫人等株式及び関係法人等株式として計上しております。

信託財産残高表  
(平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金	235,948	指定金債借付	617,038
有価証券	423,489	特定金債借付	236,626
金銭債権	550,758	金銭債権以外の金債の借付	220,606
有形固定資産	18	金銭債権の借付	555,078
無形固定資産	6	6動産の借付	49
その他債権	1,990	包括借付	5,197
コールローン	95,232		
銀行勘定金	283,126		
現金預け金	43,430		
合計	1,633,997	合計	1,633,997

(注)1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 共同信託他管理財産はありません。  
3. 元本償還に契約のある借付については取り扱っておりません。  
4. 上記以外の自己信託に係る信託財産残高は、57,547百万円あります。

第9期中間決算公告

平成23年11月29日

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号  
株式会社三井住友銀行  
取締役 岡部 章

中間連結貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金預け金	6,629,001	現金	81,103,002
コールローン及び買入手形	989,023	譲渡性預金	9,266,822
買現先勘定	207,583	コールマネー及び売渡手形	1,605,795
債券貸借取引支払保証金	3,717,386	売現先勘定	982,042
買入金債簿簿	1,092,913	債券貸借取引買入預借金	2,559,090
特定取引資産	8,328,446	コールファンダムペーパー	364,889
金融の債権	17,962	特定取引負債	5,899,279
有価証券	34,576,183	借入金	7,861,001
貸出金	63,544,009	外国為替	322,974
外国為替	1,214,124	短期社債	280,483
リース債権及びリース投資資産	126,004	社債	3,862,253
その他資産	2,902,444	保証勘定簿	283,181
有形固定資産	816,772	その他負債	2,887,013
無形固定資産	403,243	買手引当金	28,104
繰延税金資産	477,471	退職給付引当金	17,422
支払未済見込	3,901,481	役員退職慰労引当金	1,289
貸倒引当金	△894,979	ポイント引当金	2,039
		繰越剰余金引当金	8,096
		利息返還損失引当金	2,632
		特別上の引当金	43
		繰延税金負債	15,407
		再評価に係る繰延税金負債	45,566
		支払準備	3,901,481
		負債の部合計	121,209,967
		純資産の部	
		資本	1,770,996
		資本剰余金	2,717,397
		利益剰余金	1,184,262
		自己株式	△210,003
		純資産合計	5,852,652
		その他有価証券評価変動	50,873
		繰延ヘッジ損益	△14,898
		土地再評価差額	33,516
		為替換算調整勘定	△105,572
		その他の包括利益累計額	△38,079
		新株予約権	94
		少数株主持分	1,397,432
		純資産の部合計	6,824,110
資産の部合計	128,164,077	負債及び純資産の部合計	128,164,077

中間連結損益計算書 (平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)

科目	金額
営業収益	1,418,999
資金運用収益	743,595
(うち貸出金利)	( 551,780 )
(うち有価証券利息)	( 146,945 )
信託	679
投資取引等収益	233,546
特定取引収益	136,910
その他営業収益	180,184
その他営業費用	21,994
営業利益	963,719
資金調達費用	135,137
(うち借入金利息)	( 51,321 )
投資取引等費用	73,985
その他営業費用	67,827
営業経費	654,731
その他営業費用	132,007
営業利益	405,180
特別利益	2,339
特別損失	1,204
税金等調整前中間純利益	406,315
法人税、住民税及び事業税	28,940
法人税等調整額	103,939
法人税等合計	132,786
少数株主請求権等中間純利益	322,358
少数株主持分	42,013
中間純利益	280,345

<中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に関する作成方針>

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 153社  
株式会社みずほ銀行  
株式会社三井住友銀行  
Sanjoto Mitsui Banking Corporation Europe Limited  
三井住友銀行(中国)有限会社  
SMBIC(中国)有限会社  
SMBIC(台湾)有限会社  
SMBIC Capital Markets, Inc.

みずほエフィアサポート投資事業有価証券組合は3社新規設立により、当中間連結会計期間より連結される子法人等としております。  
また、びわ湖リース株式会社は3社は合併等により子会社及び子法人等でなくなったため、当中間連結会計期間より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

② 非連結の子法人等

主要な会社名 SBCS Co., Ltd.  
非連結の子法人等の数、種別、種別、中間純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれ合計額は、連結の範囲から除いても企業業績の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を及ぼさない程度に重要性が乏しいものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子法人等 4社  
主要な会社名 SBCS Co., Ltd.  
② 持分法適用の関連法人等 29社  
主要な会社名 プロミス株式会社

FRONISE (SBCS) CO., LTD. は3社は重要性が増したことから、当中間連結会計期間より持分法適用の関連法人等としております。  
また、アットロー株式会社は2社は合併等により関連法人等でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連法人等から除外しております。

③ 持分法適用の関連法人等

主要な会社名 Sanjoto Mitsui Asset Management (New York) Inc.  
持分法適用の関連法人等の中間純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれ合計額は、持分法適用の対象から除いても企業業績の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を及ぼさない程度に重要性が乏しいものであります。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。  
3月末日 1社  
4月末日 1社  
6月末日 57社  
7月末日 10社  
9月末日 84社

② 3月末日及び7月末日を中間決算日とする連結される子法人等は9月末日現在、4月末日中間決算とする連結される子会社は7月末日現在、並びに一部の6月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については9月末日現在で実施した決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。  
中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 関係対象特別目的会社に関する事項

① 関係対象特別目的会社の概要及び関係対象特別目的会社を利用した取引の概要  
当行は、顧客から売却準備の金融債権買収業務等を行う特別目的会社(「SPV」とし、法人及び一般社団法人等の形態により)に2社に係る借入金及びコールマネー・ペーパーでの資金調達に關し、貸出金、借入金、貸付金及び流動性種を供与しております。  
特別目的会社は社名直下の決算日における営業総額(単純合算)は2,006,689百万円、負債総額(単純合算)は2,006,471百万円であり、また、当行は繰越後のある出資等は有しており、役員や従業員の派遣もありません。

② 当中間連結会計期間における関係対象特別目的会社の取引金額等

項目	主たる取引の 当中間連結会計期末残高 (平成23年9月30日現在)		主たる取引の 当 平成23年4月1日 当 平成23年9月30日	
	(金額)	(項目)	(金額)	(金額)
貸出金	1,866,519	貸出金利		7,097
借入金	542,744	投資取引等収益		761
流動性種	275,714			





- 11. 当行及び一部の連結される子法人等は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第4号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に相当する現金相当物を「再評価に係る繰上償還金」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社の持分を除く「土地再評価差額」として純資産の部に計上しております。

また、一部の非連結される関連法人等も同様に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に相当する現金相当物を控除した金額のうち親会社の持分を除く「土地再評価差額」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日  
 当行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日  
 前記法律第19号第3条第3号に定める再評価の方法  
 平成11年3月31日、平成14年3月31日

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布令第119号)第2条第3号に定める認定資産再評価額、同条第4号に定める繰上償還及び同条第5号に定める不動産定義は不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて、発行価格確定、時点修正、近隣売却事例による修正等、合理的な判断で行って算出。

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布令第119号)第2条第3号に定める認定資産再評価額及び同条第5号に定める不動産定義は不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算出。

12. 有価証券の繰上償還累計額 235,981百万円

13. 繰上償還は、他の繰上償還よりも優先的に履行が保証されている特約が付いた劣後株約付債(金額319,241百万円)が含まれております。

14. 社債には、劣後特約付債額292,254百万円が含まれております。

15. 「保証制度」中の社債のうち、有価証券の私取(金融商品取引法第2条第3号)による社債に対する保証制度の額は1,931,268百万円であり、

16. ストックオプションに関する当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
 実務経費 127百万円  
 連結自己資本比率(国際統一基準) 19.53%

<中間連結貸借対当表計算書<附属>

1. 総資産額は、前分期末額を切り替えて表示しております。
2. その他繰上償還は、株式等売却益478百万円、特別引当金戻入益13,459百万円及び繰上償還積立金45百万円を含んでおります。
3. その他繰上償還は、買付金累計額2,774百万円、株式等売却益2,166百万円、株式等売却益2,128百万円及び再評価による繰上償還2,029百万円を含んでおります。
4. 特別利益は、認定資産売却益2,244百万円を含んでおります。
5. 特別損失は、認定資産売却損47百万円及び繰上償還1,600百万円であり、
6. 当中間連結会計期間において、以下の事項について、繰上償還額と繰上償還額との差額を繰上償還として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	繰上償還額
首都圏	遊休資産	23物件 土地、建物等	475百万円
近畿圏	遊休資産	23物件 土地、建物等	218百万円
	遊休資産	23物件 土地、建物等	800百万円
その他	遊休資産	13物件 土地、建物等	62百万円

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物価同一の資産を共有する拠点)をグループ化の対象としており、本店、福岡、東京、シドニーの各センター、繰上償還積立金の設立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共有資産としております。また、遊休資産については、物件ごとグループ化の単位としております。また、連結される子会社及び子法人等については、各営業拠点をグループの最小単位とする等のグループ化を行っております。

当中間連結会計期間に、当行では遊休資産について、また、連結される子法人等については、営業用店舗及び遊休資産について、投資額が回収が認められない場合に、繰上償還額を回収可能額まで減額し、当該減少額を繰上償還として特別損失に計上しております。

繰上償還額は、正後売却損額により算出しております。正後売却損額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費を減算した額に基づき算出しております。

2. 中間連結利益金額 111,059百万円

(2) 金融商品の時価の算定方法

買入 ①現金預け金、②コールローン及び買入手形、③買戻先約定、④債券貸借取引支払保証金、⑤貸出金、⑥外国為替及び⑦リース債権及びリース投資資産

これらの取引のうち、譲渡のない買付金や返済期間の定めのない当債権等については、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近しいものと想定され、繰上償還をもって時価としております。

また、中間期末時点における残存期間が6か月以内の短期の取引については、時価は帳簿価額に近しいものと想定されるため、繰上償還をもって時価としております。

短期の取引以外を対象とする取引については、原則として、各債権の買付価格と買付価格改定後の変動した時価キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整率を乗算したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の連結される子会社及び子法人等においては、約定金率により算定した時価キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整率を乗算したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

なお、繰上償還は、買戻先約定及び買戻先約定に対する準備等については、時価キャッシュ・フローの最終の繰上償還額に買戻先約定に基づき算定した繰上償還額に基づいて買戻先約定を定めており、時価は中間連結貸借対当表における買戻先約定から現在の買戻先約定を控除した金額に近しいことから、当該繰上償還をもって時価としております。

⑤買入金債権簿  
 買入金債権簿のうち、住宅ローン債権簿及びリース債権簿については、買戻先約定による繰上償還額を繰上償還から繰上償還積立金の評価額を差し引いた金額をもって時価としております。その他の取引については、原則として約定金率と同様の方法により算定した金額をもって時価としております。

⑥特定引当金簿  
 トレーディング目的で保有する債券等の有価証券については、原則として当中間連結会計期間末日の市場価格をもって時価としております。

⑦金銭の信託  
 金銭の信託については、原則として、当該財産である有価証券を有価証券と同様の方法により算定した金額をもって時価としております。

⑧有価証券  
 原則として、株式(外国株式を含む)については当中間連結会計期間末日の市場価格の平均をもって時価としております。公募債券、株式以外の有価証券については、当中間連結会計期間末日の市場価格を基準に算定した金額をもって時価としております。

定期預金については、「金融商品の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応委員会第25号)を踏まえ、買戻先約定等から見越した時価キャッシュ・フローを、買戻先約定に基づく割引率を用いて割り引くことにより算定した金額をもって時価としております。買戻先約定及び買戻先約定のボラティリティが非正常な変動を示す場合は、時価は買戻先約定に基づき算定した金額をもって時価としております。また、買戻先約定に基づき算定した金額をもって時価としております。

⑨債券、⑩繰上償還積立金及び⑪買戻先約定  
 買戻先約定、繰上償還積立金については、中間期末における繰上償還額とみなして時価としております。また、中間期末時点における残存期間が6か月以内の短期の取引については、時価は帳簿価額に近しいものと想定されるため、繰上償還をもって時価としております。残存期間が6か月を超える取引については、買戻先約定、時価のキャッシュ・フローを、買戻先約定に基づく調整率を乗算したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

⑫コールローン及び先渡手形、⑬売却先約定、⑭債券貸借取引支払保証金、⑮コールローン・メンバー、⑯借入金、⑰短期債権及び⑱社債  
 中期債権に該当する残存期間が6か月以内の短期の取引については、時価は帳簿価額に近しいものと想定されるため、繰上償還をもって時価としております。残存期間が6か月を超える取引については、買戻先約定、時価のキャッシュ・フローを、市場における買戻先約定による買戻先約定の再評価レートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。また、社債については、買戻先約定に基づく調整率を乗算したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

⑲特定引当金簿  
 トレーディング目的で行う貸付債権等については、原則として、当該貸付債権等の当中間連結会計期間末日の市場価格をもって時価としております。

<金融商品関係>

金融商品の時価に関する事項

- (1) 平成23年9月30日における中間連結貸借対当表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、その他有価証券中の非上場株式時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品(2)参照)や子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は含めておりません。

	(単位：百万円)	
	中間連結貸借対当表計上額	時価
①現金預け金 (注1)	6,623,127	6,628,818
②コールローン及び買入手形 (注1)	988,228	988,499
③買戻先約定	207,682	207,765
④債券貸借取引支払保証金	3,717,380	3,717,380
⑤買入金債権簿 (注1)	1,083,010	1,090,053
⑥特定引当金簿	—	—
⑦売却先約定	4,282,168	4,282,168
⑧金銭の信託	17,962	17,962
⑨有価証券	—	—
⑩満期保有目的の債券	4,894,081	4,964,638
⑪その他有価証券	28,989,703	28,989,703
⑫貸出金	63,444,009	—
⑬貸付引当金 (注1)	△691,923	—
	62,952,086	64,013,853
⑭外国為替 (注1)	1,210,698	1,213,357
⑮リース債権及びリース投資資産 (注1)	124,965	126,713
⑯買戻先約定	118,998,006	116,341,122
⑰債券	81,103,002	81,118,144
⑱繰上償還積立金	9,246,822	9,246,022
⑲コールローン及び先渡手形	1,605,706	1,605,706
⑳売却先約定	982,002	982,002
㉑債券貸借取引支払保証金	2,550,000	2,550,000
㉒コールローン・メンバー	364,808	364,808
㉓特定引当金簿	—	—
㉔売却先約定	1,732,462	1,732,462
㉕借入金	7,861,001	7,870,631
㉖短期債権	322,976	322,976
㉗短期債権	298,485	298,485
㉘社債	3,882,555	3,980,809
㉙貸付先約定	283,126	283,126
合計	130,294,100	130,346,357
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙	118,998,006	116,341,122
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙	586,617	586,617

- (注1) 貸出金に対応する一般貸付引当金及び個別貸付引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金債権簿、外国為替並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸付引当金については、重要さが異なるため、中間連結貸借対当表計上額から繰上償還しております。
- 特定引当金簿、売却先約定の繰上償還、買戻先約定については、リース債権及びリース投資資産を統一して表示しております。なお、リース債権については、リース債権の繰上償還・繰上償還は繰上償還として表示しております。

⑥外国為替

他の銀行から受入れた外貨預り金等譲渡のない債権については、中間期末における帳簿価額を時価とみなして時価としております。

また、外国為替関連の短期貸入金等の時価は帳簿価額に近しいものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙については、取引市場における最新の価格をもって時価としております。店頭取引のうち、金利・通貨・株式・債券及びクレジットデリバティブについては、時価キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した中間期末時点における時価をもって時価としております。また、商品関連デリバティブ取引については、取引市場の価格、買戻先約定に基づき算定した中間期末時点における時価をもって時価としております。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：百万円)	
区分	中間連結貸借対当表計上額
買入金債権簿	—
市場価格のない買入金債権簿 (注1)	7,302
有価証券	—
非上場株式等 (注2,4)	255,430
結合投資金等 (注2,4)	313,005
合計	575,738

- (注1) 市場価格がなく、合理的な価格の見積りが困難である、ファイナンスの無い貸付債権等投資債権であります。
- 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。
- 市場価格のない投資金等であります。組合等への出資のうち、組合の貸付対表及び損益計算書を継続的及び定期的方法により経理しているものについての投資金等を含んでおります。
- 当中間連結会計期間において、非上場株式及び結合投資金等については、969百万円減額処理を行っております。

<有価証券関係>

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の貸付債権貸付受取簿等も含めて記載しております。

1. 譲渡性預け金の動向 (平成23年9月30日現在)

種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	期 首 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	4,728,363	4,348,668	379,695
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	288,720	371,482	(82,762)
地方債	254,454	229,471	24,983
社 債	4,055	6,721	(2,666)
小 計	4,984,192	4,756,342	227,850
国 債	209,176	189,200	△19,976
時価が中間連結貸借対照表計上額を越えないもの	4,411	4,408	△3
地方債	4,426	4,562	(136)
社 債	33,977	16,873	△17,104
小 計	34,414	21,843	△12,571
合 計	4,920,111	4,978,185	(58,074)

2. その他の有価証券 (平成23年9月30日現在)

種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	期 首 (百万円)	差 額 (百万円)
株 式	221,869	271,413	(49,544)
国 債	26,283,212	26,178,244	104,968
時価が中間連結貸借対照表計上額を超過するもの	13,418,074	17,278,244	(3,860,170)
地方債	261,322	258,482	2,840
社 債	3,509,229	3,546,877	(37,648)
小 計	1,409,478	1,286,732	122,746
株 式	73,044,411	76,119,499	(3,075,088)
国 債	399,395	1,284,411	(885,016)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超過するもの	3,209,332	3,254,407	(45,075)
地方債	3,519,451	3,112,891	406,560
社 債	48,292	47,966	326
小 計	1,485,371	1,437,669	47,702
合 計	4,424,179	4,814,402	(390,223)
合 計	29,344,334	29,792,587	(448,253)

(注) 1. 差額のうち、時価アップの簿価により換算に反映された額は、△323百万円(簿価)であります。

2. 時価を超過するものがすべて譲渡性預け金のみとする有価証券

種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
株 式	221,869
社 債	333,044
合 計	554,913

これらについては、市場価格が下落し、時価を超過することが極めて困難な銘柄のみをのりから、上記の「その他の有価証券」には含まれておりません。

3. 譲渡性預けを行った有価証券

有価証券(子会社株式及び関係会社株式を除く)で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのについては、譲渡として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとなし、当該時価をもとめて貸借対照表計上額とし、当該時価を中間連結貸借対照表計上額として記載します。「譲渡性預け」として取り扱います。当中間連結会計期間におけるこの譲渡性預け額は、138百万円です。時価が「著しく下落した」と判断するたの基準は、事業の自主経営に基づいて、有価証券の発行会社の区分毎に設定しております。

譲渡先、実質譲渡先、譲渡型劣債先  
時価が取得原価に比べて下落  
譲渡先、実質譲渡先、譲渡型劣債先  
時価が取得原価に比べて60%以上下落  
正劣先  
時価が取得原価に比べて60%以上下落

なお、譲渡先とは譲渡、特別譲渡等、法的に譲渡の事実が発生している発行会社、実質譲渡先とは譲渡先と同等の状況にある発行会社、譲渡型劣債先とは譲渡先が譲渡債権の回収にない中、時価が下落する可能性があること認められる発行会社、譲渡先とは今後の管理に必要となる発行会社であります。また、正劣先とは譲渡先、実質譲渡先、譲渡型劣債先及び譲渡先以外の発行会社であります。

<貸貸等不動産関係>

貸貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

<金融の提供関係>

1. 譲渡性預けの金融の提供

該当ありません。

2. その他の金融の提供(譲渡性預け以外の) (平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取消原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)
その他の金融の提供	16,888	16,722	△166	—	△166

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、貸付債権貸付受取簿等に対する準備金等に基づく時価により算出したものであります。

2. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

<1株当たり情報>

1株当たりの純資産額 81,074円41銭  
1株当たりの中間純利益総額 2,628円56銭  
現在株式関係後1株当たり中間純利益金額 2,628円56銭

<追加情報>

平成23年4月1日以後開始する連結会計年度から、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務的の報告第9号)が適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準等を適用しております。